

東松島市地球温暖化対策総合計画（案）パブリックコメントの結果について

番 号	内 容	対象頁	回 答
1	<p>掲載されている意見書の様式がPDFに限定されている理由を教えてください。他のパブリックコメントではWordの様式も掲載されています。文書のペーパーレス化がp47に記載されていますが、逆行する行為だと思います。</p>	その他	<p>ご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。ご指摘のとおり、以後Word様式のファイル等の掲載も含め、ペーパーレス化に努めてまいります。</p>
2	<p>重点対策1では、省エネルギー設備の導入対象を戸建住宅・事業所としていますが、共同住宅を排除する理由はないと思います。そもそも居住形態で分類することが適切ではないと考えます。16頁の1)人口・世帯数で「本市の住居形態は、約8割が戸建て住宅となっています。」とあり、割合の多い戸建住宅にリソースを集中することは一見正しいことのように思います。しかし重要なのは居住形態ではなく持ち家か借家かです。一戸建て住宅でも借家の場合は借家主の一存では省エネルギー設備の導入はできません。東松島市の場合、戸建の借家が多いように思います。</p>	16 頁	<p>共同住宅を排除といった居住形態で分類する意図はなく、重点対策として、戸建て住宅や事業所を中心とした省エネルギー化の推進を図っていくことを意図として記載しております。</p> <p>ご指摘のとおり、借家であれば借主の一存で導入できない省エネルギー設備もあるかと存じますが、可能な範囲で導入を推進できればという考えから本対策を検討いたしました。一方で、借家への省エネルギー設備の導入推進として、家主への情報提供等も重要と考えております。重点対策1の中では整理しておりませんでした。基本方針4の施策②のうち、「環境情報の更新・提供」に記載のとおり、事業者へも需要に応じた情報提供を実施してまいります。</p>
3	<p>職員のワークライフバランスの確保と地球温暖化対策の関係性が不明です。テレワークやWeb会議システムは通信に必要なエネルギーが発生するため地球温暖化にはむしろ負の影響となるように思います。</p>	48 頁	<p>職員の働く時間や場所の見直し等によるワークライフバランスの確保が、庁舎のエネルギー削減や通勤等にかかるCO2排出量削減等の効果に期待されることから、地球温暖化対策の施策になると考えております。</p> <p>なお、テレワークやWEB会議システムの活用は、環境省が公表している「COOL-CHOICEアクション」の一つとなっております。</p>

東松島市地球温暖化対策総合計画（案）パブリックコメントの結果について

			り、その他、国土交通省が公表している「令和4年度首都圏白書」等においても、テレワークによるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果が調査の結果として報告されております。
4	68頁において市民に対して努力義務を貸していますが、義務を課すことの法的根拠を示してください。もしくは条例制定の予定を示してください。行政が市民に対して法的根拠なく義務を課すことは民主主義に反する行為であると考えます。	68 頁	「気候変動適応法」の第六条に、国民の努力として以下が記載されております。本市においても、市民の皆様のご協力をお願いいたします。  (国民の努力) 第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。
5	69頁の推進体制において、東松島市が東松島市民・事業者・関係団体に対して意見を求める体制になっていますが、どのような意図でしょうか。意見ではなく行動で示していただきたいです。なお、理由が「意見募集の誤り」の場合、計画の根本的な変更のため再度パブリックコメントを募集すべきだと思います。	69 頁	ご意見のとおり、素案については「情報提供」と「意見」の位置関係が逆になっておりました。計画策定の際に修正いたします。なお、重要な変更には当たらないと判断し、パブリックコメントの再実施はいたしません。